

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 136 号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第10条の表(3)中「並びに条例第30条、第32条の8第1項」を「、条例第30条第1項、第32条の8第1項、第32条の8の2第3項、第32条の8の9第1項」に、「第53条」を「第53条第1項」に改め、「係る納税通知書及び納税通知書兼納付書」の右に「並びに条例第32条の8の5第1項(条例第32条の8の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収対象年金所得者に発する税額決定通知書」を加える。

様式第3号1及び2を次のように改める。

様式第3号

1 市民税及び府民税の税額決定通知書兼納税通知書 (定期送付分用)

(第1面)

市民税
年度 府民税
税額決定通知書兼納税通知書

納税者	納税者コード			様
	区	学区	町氏名	

あなたの市民税及び府民税の税額を右記のとおり決定しましたので、通知します。
普通徴収の方法により徴収する額については、右記の1の各納期の納期内に納めてください。
公的年金から特別徴収の方法により徴収する額については、公的年金の支払の際に徴収されます。

年 税 額	うち給与からの特別徴収税額	うち公的年金からの特別徴収税額	差引 普通徴収税額
円	円	円	円

所得割から控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額

1 今年度に普通徴収の方法により徴収する額の各納期の納付額及び納期

期 別	第1期分	第2期分	第3期分	第4期分
納付額	円	円	円	円
充当額	円	円	円	円
充当後納付額	円	円	円	円
納期	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで

2 今年度に公的年金から特別徴収の方法により徴収する額及び徴収月

徴収月	年 4 月	年 6 月	年 8 月
徴収税額	円	円	円
徴収月	年 10 月	年 12 月	年 2 月
特別徴収税額	円	円	円

注 前年度に公的年金からの特別徴収の対象者であった方については、前年度の通知書により通知したとおり、公的年金の支払者が、仮特別徴収税額の欄に記載された税額を特別徴収の方法により徴収することになります。

3 公的年金の種類及び当該公的年金から特別徴収を行う支払者の名称

公的年金の種類	支払者の名称

4 来年度に公的年金から特別徴収の方法により徴収する仮特別徴収税額及び徴収月

徴収月	年 4 月	年 6 月	年 8 月
仮特別徴収税額	円	円	円

注 今年度に公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き継ぎ公的年金の支払を受ける方については、公的年金の支払者が、仮特別徴収税額の欄に記載された税額を特別徴収の方法により徴収することになります。

年 月 日 京都市 区長 印

備考 この様式の裏面に、賦課の根拠となった法律及び条例の規定、市民税及び府民税の税率、納税の取扱場所、納期限までに税金を納付しなかった場合に採られるべき措置並びにこの納税通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

年度 市民税 課税明細書(1) 府民税

所得金額		種	類	所得金額
総	所得	雑損控除	除	円
		医療費控除	除	円
		社会保険料控除	除	円
山林・退職所得	所得	生命保険料控除	除	円
		地震保険料控除	除	円
分離課税の所得	短期譲渡	障害者・寡婦・寡夫・勤労学生控除	除	円
		配偶者控除	除	円
	長期譲渡	配偶者特別控除	除	円
		扶養控除	除	円
	株式等の譲渡	基礎控除	除	円
		所得控除の額の合計		円

控対象	扶養親族	扶養障害	本人該当	本人障害
老人	特定 うち同居 老人 うち同居 その他	特別 うち同居 その他	未成年 勤労学生 寡婦(特別) 寡婦・寡夫	その他 特別

種	類	所得金額
総	所得	円
	(うち給与所得)	円
山林・退職所得	(うち年金所得)	円
	所得	円
分離課税の所得	短期譲渡	円
	長期譲渡	円
	株式等の譲渡	円
	先物取引	円
	所得金額等の合計額	円

年度 市民税 課税明細書(2) 府民税

課税所得金額と算出所得割

所得の種類	課税所得金額	算出所得割	
		市民税	府民税
ア 総所得	円	円	円
イ 山林・退職所得	円		
ウ 短期譲渡所得	円	円	円
エ 長期譲渡所得	円	円	円
オ 株式等譲渡所得	円	円	円
カ 先物取引所得	円	円	円

市民税・府民税の計算

	市民税	府民税
① 算出所得割の合計(アからカまでの合計)	円	円
② 税額控除額	円	円
③ 配当割額又は株式等譲渡所得割額控除額	円	円
④ 所得割額(①-②-③)	円	円
⑤ 均等割額	円	円
⑥ 計(④+⑤)	円	円
⑦ 年税額(市民税+府民税)	円	
⑧ 所得割から控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額	円	

税額控除額

	市民税	府民税
調整控除	円	円
配当控除	円	円
住宅借入金等特別税額控除	円	円
寄附金税額控除	円	円
外国税額控除	円	円
調整額	円	円

配当割額又は株式等譲渡所得割額	円
-----------------	---

減免割合	
均等割	所得割

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市市税条例施行細則様式第3号1及び2並びに様式第4号の2 1は、平成21年度分の個人の市民税から適用し、平成20年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(理財局税務主税課)